

## 第 31 号議案

### 大野郡 5 町 2 村合併後の新市まちづくり計画の一部変更について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定により同法の失効後もなお効力を有する同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、別冊のように大野郡 5 町 2 村合併後の新市まちづくり計画の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

#### 提案理由

計画内容の変更により、大野郡 5 町 2 村合併後の新市まちづくり計画の一部を変更する必要があるので、この案を提出するものである。